

「社会的養護の課題と将来像」実現のための主な取組等について

資料 1

23年度までの主な取組

○基本的人員配置以外の加算職員等

- ・平成11年度：児童養護施設へ心理療法担当職員の配置、乳児院へ家庭支援専門相談員の配置
- ・平成12年度：地域小規模児童養護施設の創設
- ・平成13年度：児童養護施設の個別対応職員の配置
- ・平成16年度：児童養護施設の小規模グループケア加算の創設

平成23年4月：「社会的養護の課題と将来像」を先取りした実施要綱改正等

- ・小規模グループケアの定員要件の弾力化（児童養護施設「原則6人」→「原則6人～8人」等）
- ・小規模グループケアのグループ数の緩和（1施設2グループから要件を満たす場合、最大6グループまで指定可能）
- ・地域小規模児童養護施設の設置要件の弾力化（本体施設の入所率90%を下回らないという要件の廃止等）

平成23年6月：「社会的養護の課題と将来像」を先取りした児童福祉施設最低基準の見直し

- ・加算職員の配置の義務化
①家庭支援専門相談員 ②個別対応職員 ③心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）

平成23年7月「社会的養護の課題と将来像」の策定（家庭的養護の推進、人員配置の見直し等）

- ・施設養護をできる限り小規模グループケアやグループホームの形態に変えていく
- ・児童養護施設の例（児童指導員、保育士）
0歳児 1.7:1 → 0・1歳児 1.3:1、3歳以上 4:1 → 3:1、小学生以上 6:1 → 4:1
- ・里親支援担当職員、自立支援担当職員の配置、心理療法担当職員の全施設配置
- ・チーム責任者の配置

平成24年3月：「社会的養護施設運営指針及び里親等養育指針」の策定

- ・児童養護施設等及び里親・ファミリーホームにおける養育・支援の内容と運営に関する指針を定めるもの。

24年度の主な取組

予算での対応

(1) 児童養護施設等の人員配置の引上げ

児童養護施設	小学生以上	6	:	1	→	5.5	:	1
	1歳児	2	:	1	→	1.6	:	1
	0歳児	1.7	:	1	→	1.6	:	1
乳児院	0・1歳児	1.7	:	1	→	1.6	:	1
情緒障害児短期治療施設		5	:	1	→	4.5	:	1
児童自立支援施設		5	:	1	→	4.5	:	1
母子生活支援施設 (母子支援員)	20世帯未満	1人	→	10世帯未満	1人			
						10世帯以上20世帯未満	2人	
	20世帯以上	2人	→	20世帯以上	3人			

(2) 施設の小規模化の推進

- 小規模グループケア（713か所→743か所）や、地域小規模児童養護施設（210か所→240か所）の増。
- 全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるよう配置数の増（160か所→743か所）。
- 地域小規模児童養護施設等を賃貸物件を活用して実施する場合に建物賃借料の一部を措置費算定。

(3) 里親支援専門相談員の配置

- 児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置。

平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（小規模化等の手引き）を策定。

- ・ 施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法等について取りまとめ。

平成25年2月：「里親等委託率アップの取り組み報告書」（全国里親委託等推進委員会）

- ・ 委託率を大きく増加させた福岡市、大分県の取組を紹介することにより、各自治体や児相、里親支援機関等の取組推進を図るもの。

平成25年3月：「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」

（親子関係再構築支援ワーキンググループ）

- ・ 実際に施設において実施された親子関係再構築に向けた支援例を紹介することにより、各施設における取組の参考とするもの。

平成25年3月：「施設の小規模化等事例集（施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ）

- ・ 小規模化等の手引きを具体的にイメージできるようにするため、参考となると思われる先行事例等をまとめ。

25年度の主な取組

平成25年7月：「家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」の作業等について」（事務連絡）を各自治体へ発出。

- ・各自治体に都道府県計画の策定に向け、具体的な検討内容や留意すべき事項、作業スケジュール等の具体的な事項を示したもの。
- ・「子ども・子育て支援計画」との関係やこの計画と整合性を図りつつ検討を進めること等についても記載。

平成25年8月：「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（事務連絡）を各自治体へ発出。

- ・「子ども・子育て支援計画」の基本的記載事項として、「社会的養護体制の充実（家庭的養護の推進、専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実等）」の記載を求めるもの。

平成25年12月

持続可能な社会保障制度の確立を図るため講ずべき改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）成立

第3条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させておくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）の量的拡充及び質の向上を図る観点から、次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

一～三 （略）

四 社会的養護の充実に当たって必要となる児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置

※ 平成25年度のワーキンググループ等は現在進行中。（資料3を参照）